

社会的養護の現状と取組の方向性について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

児童福祉法等の一部を改正する法律概要

【趣 旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は21年3月、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIのうち一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行))

児童福祉法等の改正の具体的内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度～)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度～)

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(3)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4)家庭支援機能の強化等について

- 児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 児童相談所における保護者指導を一定の要件を満たす者にも指導委託できることとする
- 地域における相談・支援体制の整備

- 児童家庭支援センターについて、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 保護者指導支援事業の創設
- 児童相談所等の体制の強化
- 市町村における支援体制の整備
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 現行の施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図る
- 施設における組織だったケアとそ
の
た
め
の
人
材
育
成
を
進
め
る
こ
と
が
必
要

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 幼稚園費の創設
- 教育費の拡充
- 施設機能見直しの検討のための調査・分析

(6) 自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充について

- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算により、児童入所施設措置費へ組入れ
 - ・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)
 - ・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(7)被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

(8)社会的養護体制の計画的整備について

- 後期行動計画の策定
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料：福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所 (0か所・46か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	336人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	236人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	171人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]

自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

- 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在

- 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性

- 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

- 里親認定登録制度の見直し

- ・養育里親の研修等の義務化
- ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

- 里親支援の強化

- ・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
- ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

- 養育里親に対する里親手当の引き上げ
（従来）子ども1人につき3.4万円

→（改正後）1人目7.2万円

（2人目以降3.6万円を加算）

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親の種類

法律上の規定	養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類する者として都道府県知事が適当と認めるもの		養育里親	
里親の種類	養子縁組を希望する里親	親族里親		専門里親
対象児童	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

養育里親手当・専門里親手当の新旧対照表

平成21年4月～

○養育里親手当

	新	旧
	円	円
1人	72,000	34,000
2人	108,000	68,000
3人	144,000	102,000
4人	180,000	136,000

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	72,000 (72,000 × 1)	34,000 (34,000 × 1)
2人	108,000 (72,000 × 1/2 + 72,000)	68,000 (34,000 × 2)
3人	144,000 (72,000 × 1/2 + 108,000)	102,000 (34,000 × 3)
4人	180,000 (72,000 × 1/2 + 144,000)	136,000 (34,000 × 4)

平成21年4月～

○専門里親手当

	新	旧
	円	円
1人	123,000	90,200
2人	210,000	180,400

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	123,000 (72,000 + 51,000)	90,200 (90,200 × 1)
2人	210,000 (72,000 × 1/2 + 123,000 + 51,000)	180,400 (90,200 × 2)

○養育里親と専門里親の両方の場合

(例)

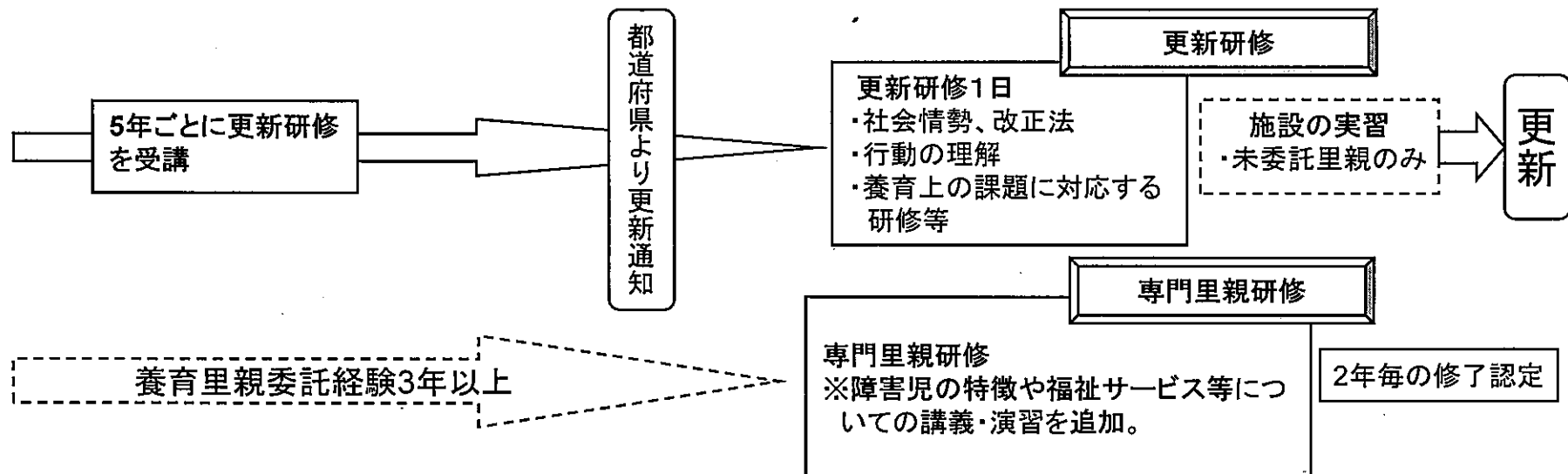
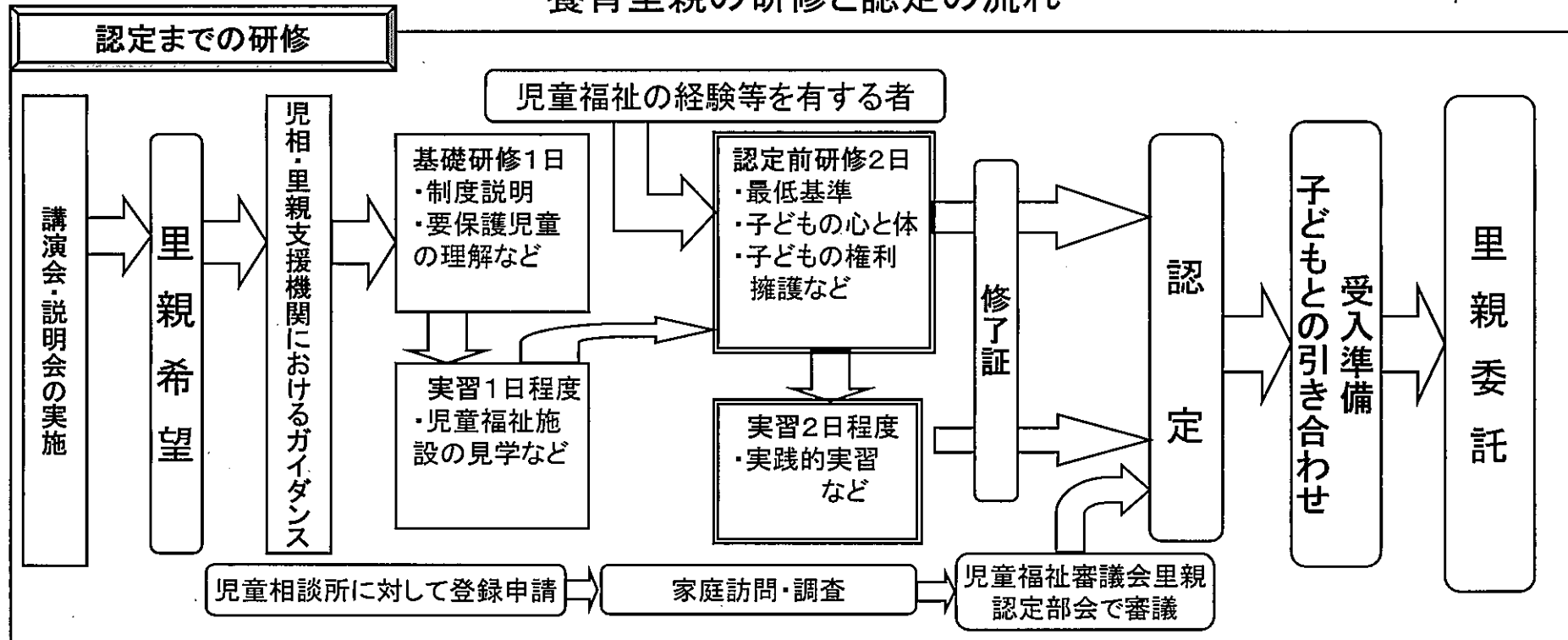
養育里親1、専門里親1の場合は、72,000円 + 123,000円 = 195,000円

養育里親1、専門里親2の場合は、72,000円 + 210,000円 = 282,000円

養育里親2、専門里親1の場合は、108,000円 + 123,000円 = 231,000円

養育里親2、専門里親2の場合は、108,000円 + 210,000円 = 318,000円

養育里親の研修と認定の流れ



里親研修カリキュラム(例)

(1)基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
 ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日＋実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ
 ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）
 ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）
 ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
 ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2)認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 2日＋実習2日程度
- 内容
- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） | ⑥里親養育上の様々な課題 |
| ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） | ⑦児童の権利擁護と事故防止 |
| ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） | ⑧里親会活動 |
| ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） | ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 |
| ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） | ⑩実習（児童福祉施設、里親） |

(3)更新研修（登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）
 ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）
 ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）
 ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）
 なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

里親支援機関の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- 認定、登録に関する事務
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- その他
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
 - ・委託解除の決定

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5～6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2%(平成18年国民生活基礎調査)

- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係をすることが困難な場合でも家庭的養護が可能

- 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」を創設

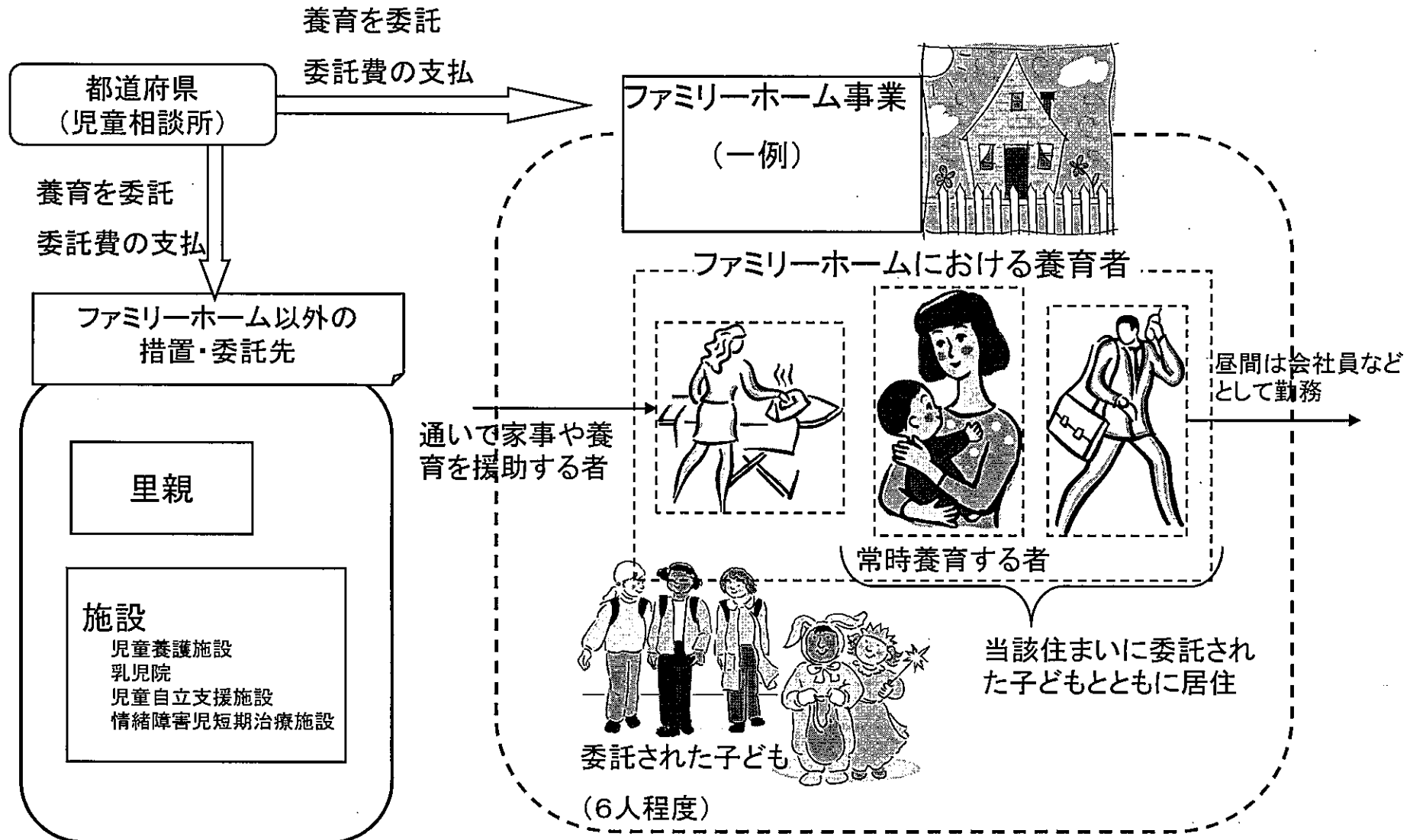
- ・ 一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- ・ 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
- ・ 当該事業を社会福祉事業とする
- ・ 当該事業を実施する者に関する要件を設定
事業を実施する者・養育里親として2年以上同時に2人以上の養育の経験を有する者、養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の養育の経験を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者等
- ・ 人員配置、設備等について基準を設定
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

- ・ 平成21年度予算: 児童一人当たり単価(月額)
事務費: 15万円程度(地域により異なる)
常勤職員1名・非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費: 一般生活費(47,680円)、教育費、医療費等里親と同様

ファミリーホームのイメージ(例)

○ 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5～6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を創設



小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要

1 目的

家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とする。

2 運営主体

個人、法人(NPO法人等)等、都道府県知事が適当と認めた者

3 事業内容

都道府県等から児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、気目細かに子どもの養育を行う。

4 定員

5人又は6人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・ 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- ・ 3名以上の者を配置すること。
- ・ 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

【養育者の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

家庭支援機能の強化等

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

○ 保護者指導を推進するための体制が必要

○ 地域における相談・支援体制の整備

※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。

※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

○ 児童家庭支援センターの見直し

- ・専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる
- ・市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
- ・児童養護施設等への附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- ・心理療法担当職員の常勤化を図る

○ 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする保護者指導支援事業の創設

○ 児童相談所等の体制の強化

○ 市町村における支援体制の整備

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童家庭支援センターの概要

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的にことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より常勤化)

平成21年度 児童相談所関連事業について

1. 児童相談所に関するもの

① 評価・検証委員会設置促進事業の創設【新規】(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ・ 事業内容

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会(都道府県児童福祉審議会を活用など)を設置し、重大事例の検証に加え、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言等を行う。

- ・ 補助基準額

1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 年額100万円

② 保護者指導支援事業の創設【新規】(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ・ 事業内容

施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置する。(児童相談所に配置又は事業を社会福祉法人等に委託)

- ・ 補助基準額

1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 年額500万円

2. 一時保護所に関するもの

① 一時保護所の心理職員の充実(児童入所施設措置費)

一時保護児童処遇促進事業により配置する心理職員(非常勤)を常勤化

② 一時保護機能強化事業の充実【補助基準額の改善】(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ・ 事業内容

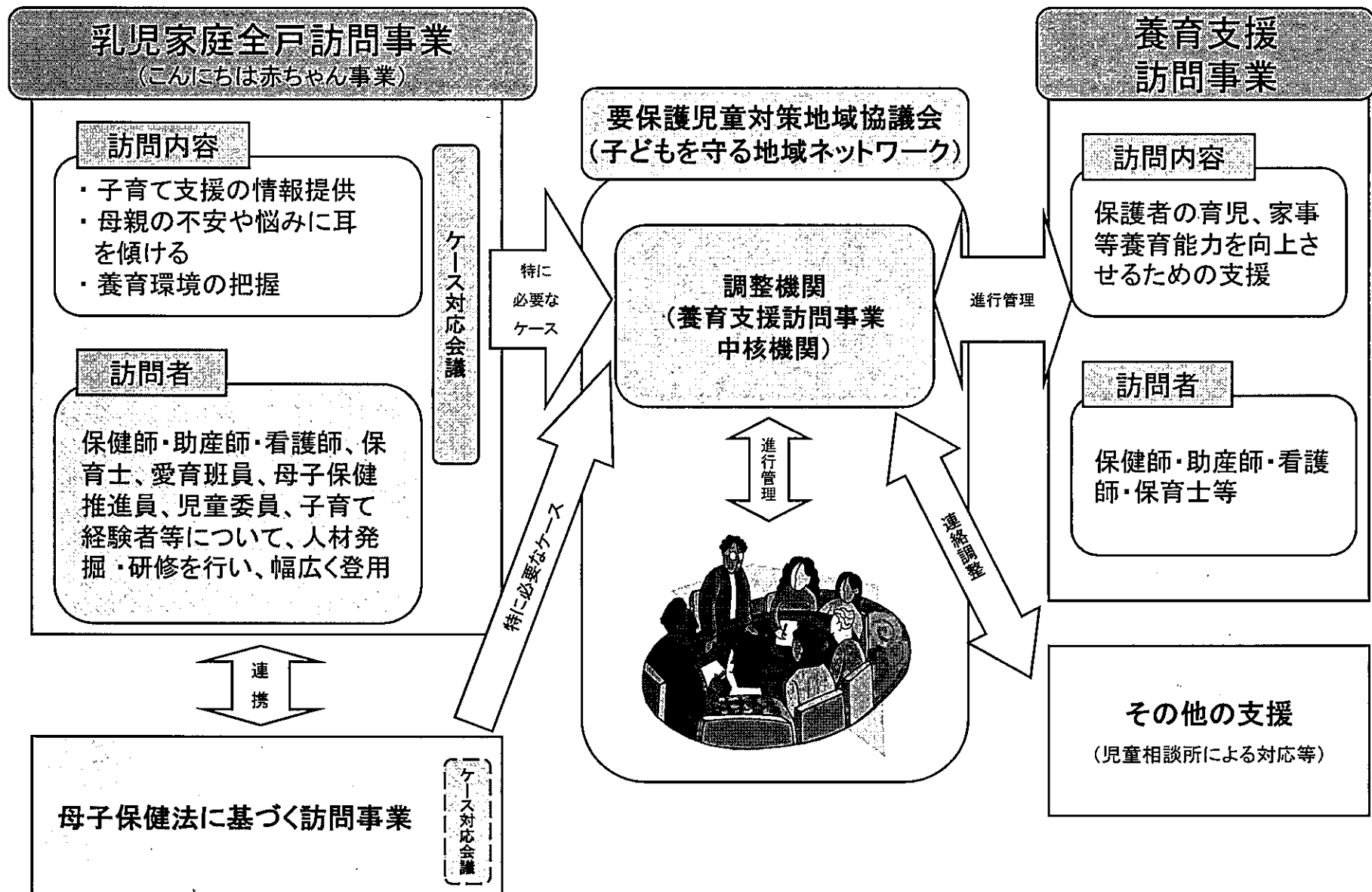
一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能の充実・強化のため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置

- ・ 補助基準額

1児童相談所当たり 年額164万円×配置協力員配置協力員種別(以下の①～④)数

[協力員種別] ①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他(外国人対応協力員(通訳)など)

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

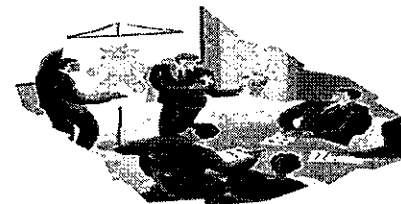
- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 94.1%の市町村で設置(平成20年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、12.3%(平成20年4月・調整機関担当職員の状況)
※ 上記に加え、保健師・助産師・看護師等何らかの専門資格を有する者を含めると51.0%

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

児童福祉施設等におけるケアの充実

施設の小規模化の推進(平成21年度予算 3,145百万円)

○ 目標

子ども子育て応援プランにおいて、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設あわせて845か所

○ 状況(平成21年2月1日現在)

・乳児院(施設数120)

小規模グループケア	38施設	39か所
-----------	------	------

・児童養護施設(施設数568)

小規模グループケア	336施設	403か所
-----------	-------	-------

地域小規模児童養護施設	143施設	164か所
-------------	-------	-------

・情緒障害児短期治療施設(施設数32)

小規模グループケア	6施設	7か所
-----------	-----	-----

・児童自立支援施設(施設数56(※国立2施設を除く))

小規模グループケア	1施設	1か所
-----------	-----	-----

614か所

○ 要件緩和

平成20年7月から小規模グループケアの複数設置(1施設当たり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上→90%以上)

基幹的職員の配置(平成21年度予算 48百万円)

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある。

(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より)

- 平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善(福祉職俸給表 8号俸増加)を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。

- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施することとしている。

基幹的職員研修カリキュラム(例)

■ 前期研修

【内 容】 スーパービジョンを行う上で必要な専門知識・技能

【期 間】 2日程度

【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①施設の管理・運営(マネージメント)に関すること【風通しのよい組織運営、チームアプローチ、危機管理、基幹的職員に求められる役割 等】 | 50分 |
| ②職員への指導(スーパーバイス)やメンタルヘルスに関すること【個別のスーパーバイス、施設内研修、計画的な人材育成、研修技法 等】 | 50分 |
| ③子どもの権利擁護に関すること【社会的養護における子どもの権利擁護、被措置児童等虐待 等】 | 50分 |
| ④施設における日常的なケアに関すること【衣食住等基本的な養育環境、子どもにとって安心できる環境、養育者に求められる姿勢 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ⑤施設における専門的なケア(心理治療等)に関すること【心理治療、栄養指導、自立支援 等】 | 50分 |
| ⑥子どもの発達と発達上の問題に関すること【子どもの心身の発達(発達段階)、虐待等の発達への影響、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、発達障害 等】 | 100分 |
| ⑦アセスメントに関すること【アセスメントの方法、心理診断、医学診断、個々の子どもに応じた自立支援計画の立案と進行管理 等】 | 100分 |

■ 後期研修

【内 容】 前期研修終了後、現場で実践を行い、その実践における課題を解決するための知識・技能

【期 間】 2日程度

【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること【ケースカンファレンスの進行のポイント、実際の事例を通じた演習 等】 | 150分 |
| ②家族支援やソーシャルワークに関すること【家族支援、家族が抱える問題、家族や地域のアセスメント、ファミリーソーシャルワーク 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ③関係機関との連携に関すること【児童相談所の役割と協働、地域の関係機関(教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会との協働 等】 | 50分 |
| ④社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること【性的虐待等(例)の問題を抱えた児童の理解と対応 等】 | 100分 |
| ⑤その他基幹的職員に必要なと思われる内容に関すること【スーパーバイザーに必要な資質、スーパーバイスの演習(ロールプレイ) 等】 | 100分 |

全国研修指導者養成研修

＜平成21年度＞ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

研修コース	対象者	期間	募集人員
チームアプローチとスーパーバイズ	・研修指導者として必要な児童福祉に関する見識を有ており、 ・都道府県知事が指導者として適任であると推薦したもの	H21. 9. 9～ 9.11 (3日間)	各回 30名
子どもの発達とアセスメント		H21.10. 5～10. 7 (3日間)	
家族支援とソーシャルワーク		H21.10.28～10.30 (3日間)	
子どもの権利擁護と日々の養育		H21.11.18～11.20 (3日間)	
子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12. 9～12.11 (3日間)	

幼稚園費の創設及び教育費の拡充

○ 幼稚園費の創設(平成21年度予算 228百万円)

児童養護施設等に措置されている児童について、幼児期から適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があることから、幼稚園の就園に要する経費(就園奨励費を控除した額)を支弁対象。

○ 教育費の拡充

・ 学習塾費(平成21年度予算 43百万円)

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案においては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を支弁対象。

・ 部活動費(平成21年度予算 41百万円)

学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象。

施設機能見直しの検討のための調査・分析

調査の目的・背景

社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より

子どもの抱える背景の多様化・複雑化

施設機能の見直し

- 現行の施設タイプのあり方の検討
- 子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討

見直しに必要な前提

- 必要な財源の確保
- 現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

見直しの進め方

- 平成20年度行う「社会的養護における施設ケアに関する実態調査」の結果を中心にその他の研究の状況もあわせて踏まえながら、専門委員会において、その具体化に向けた検討
- 当該調査の実施に当たっては、対象となる施設、関係団体や研究者等の全面的な協力が不可欠

施設機能見直しのための調査

現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

↓平成20年3月社会的養護施設に関する実態調査

- ・施設調査
- ・児童個票調査
- ・職員勤務状況調査

施設の概況(職員配置等)、
個々の入所児童の状態・
背景等についての把握

↓平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査

- ・タイムスタディ
(子どものアセスメント)

子どもの状態による
ケアについての
定量的な把握

ケアのあり方と
必要な人員配置、
措置費の算定の
あり方について
検討

自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

○ 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い

○ 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性

○ 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要

※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強

○ 自立援助ホームの見直し

- ・都道府県に対する申込制の導入
- ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
- ・都道府県に対する事業の実施義務化
- ・より確実な財政的支援

・平成21年度予算：児童一人当たり単価（月額）

事務費：19万円程度（地域により異なる）

常勤職員2名・非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

事業費：一般生活費（1万円程度）

○ 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業（地域生活・自立支援事業）のモデル実施

・平成20年度実績：4か所

東京都、大阪府、大阪市、鳥取県

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1 目的

子どもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する子ども等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が適当と認めた者

3 対象児童

義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等に入所させる措置を解除とされたもの等

4 定員

5人から20人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 個々の入居者の居室面積は一人当たり3.3㎡とし、一居室当たりおおむね2人までとすること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること

6 人員配置

- ・ 指導員の配置(単位:人)

入居児童数	6まで	7~9	10~12	13~15	16~18	19以上
指導員数(補助員含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

【指導員の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

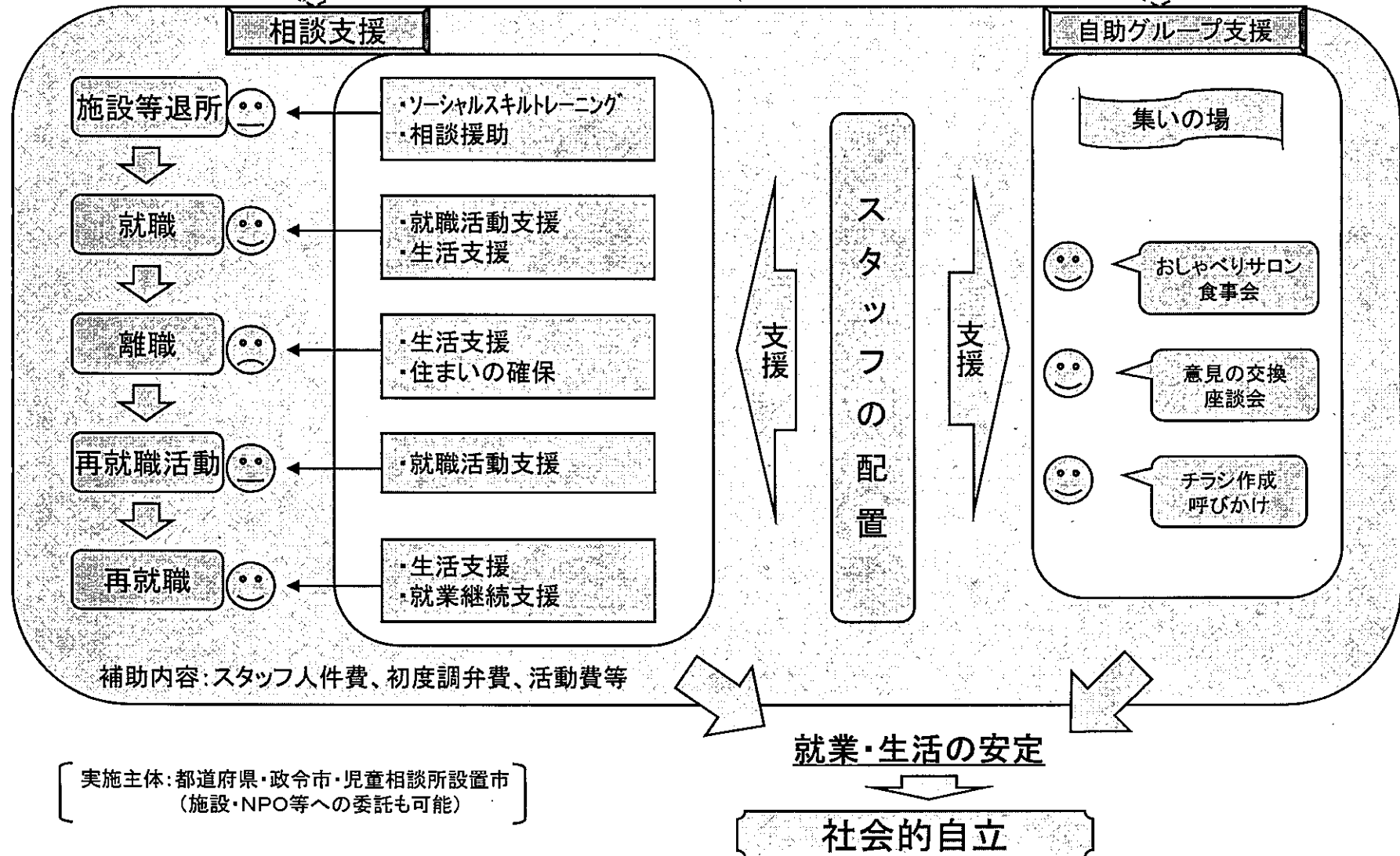
- ① 児童指導員の資格を有する者
- ② 保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

地域生活・自立支援事業(モデル事業)

施設等を退所した者が社会に出た後に、就業でつまづいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、必要に応じ支援を実施する。

実施前の準備

施設等に入所している来春退所予定の子ども等に対し、支援の案内・説明や、スタッフとの関係づくり、子ども同士の交流会等を実施し、退所後に子どもが抵抗なく支援を利用できるようにする。



被措置児童等虐待の防止

被措置児童等虐待とは(定義)

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(身体的虐待)
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること(ネグレクト)
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

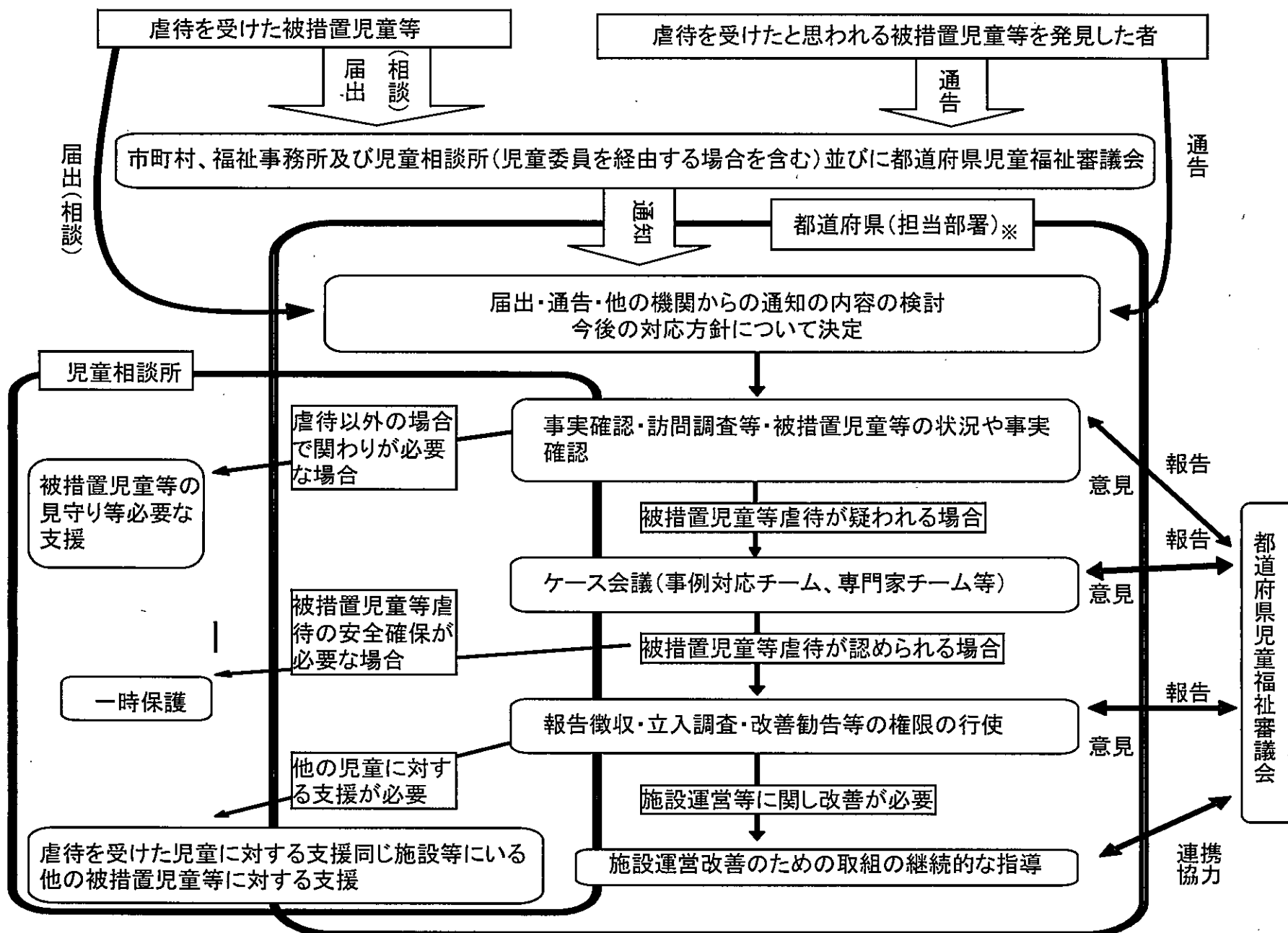
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票)

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



被措置児童等虐待の予防等

被措置児童等虐待対応ガイドラインより抜粋

- 施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

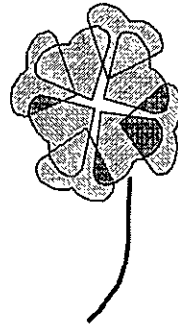
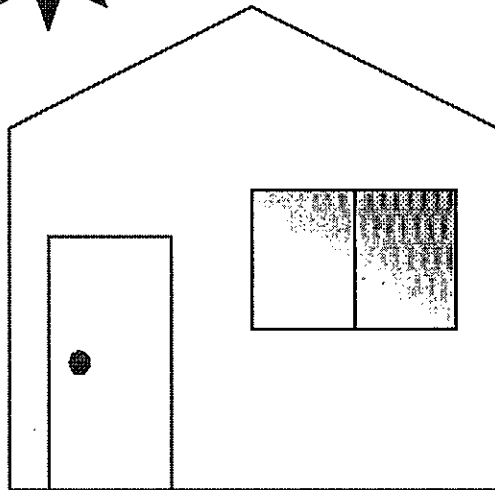
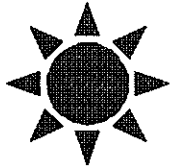
- ① 風通しのよい組織運営
- ② 開かれた組織運営
- ③ 職員の研修、資質の向上
- ④ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

どうなるの？

相談したら、あなたが虐待を受けることがない
ように、考えて対応します。

もし、あなたが相談したことで心配なことが
あれば、きちんとお話ししましょう。心配なこと
がないように、一緒に考えます。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



子どもたちへの

大切なお知らせ

施設や里親さんのもとで
暮らしているあなたへ

ぎゃくだい 虐待とは？

ぎゃくだい 虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること
暴力をふるわれること
- 胸や性器をさわられるなど性的な行為
やいたずらをされること
- お腹がすいてもご飯をもらえなかったり、
長い時間ほったらかしにされること
- 心が傷つくようなことを言われたり、
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員
や里親さんがあなたに、このような
虐待をしてはいけないことになっ
ています。

もし、虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、相談しましょう。



電話で相談する場合には、はじめに次の
ように伝えましょう。

電話に出た人に、「私は_____という
施設（里親等）にいますが、虐待をされたの
でお電話しました。担当の人をお願いします。」
と言ってください。

ほかの子どもから、いじめられ
たり、嫌なことがあっても、
施設の職員や里親さんに
言えない時も
ここに相談していいのです。

れんらく どこに連絡したらいいの？

相談する人は次の3つのところにいます。どこ
に連絡してもいいです。

- 児童相談所：子どもについての専門の職員
がいるところ

担当の児童相談所

あなたの担当

電話番号

メール

- 都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導を
するところ

県

課

担当

電話番号

メール

- 児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所に
アドバイスするところ

担当

電話番号

メール

社会的養護体制の計画的整備

都道府県地域行動計画(社会的養護関係部分)について

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が改正され、都道府県が策定する地域行動計画に記載する事項として、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が明記された(平成22年4月1日施行)(※1)。
- 都道府県では、後期行動計画(平成22年度から平成26年度までを計画期間とする計画)の策定作業を21年度中に終えることとなるが、後期行動計画策定に当たっては、上記改正を踏まえ、社会的養護体制の質・量の充実を図るための事項を含めて後期行動計画を策定することとなる。
- 国は、「行動計画策定指針」に社会的養護体制の充実のための基本的な考え方を含めて記載しており、具体的には、
 - ・要保護児童の人数の算定の考え方、
 - ・家庭的養護の推進、施設機能の見直し、自立支援策の強化、子どもの権利擁護強化等各項目ごとの基本的な考え方等を示している。
- 都道府県(※2)は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、社会的養護体制に関しても、平成29年度までの必要量を見込んだ上で、平成26年度までの計画を策定することとなる。

※1 改正後の次世代育成支援対策推進法

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2～8 略

※2 指定都市及び児童相談所設置市は、社会的養護関係部分については、都道府県と同様に計画を策定する必要がある。

各項目ごとのポイント

項目ごとに、例えば、以下のような観点から、計画を設定することが考えられる。

(ア)家庭的養護の推進

- 家庭的養護を推進するための方策を記載。里親委託率については、目標値を設定、その他は必要に応じて設定。
- 里親委託について
 - ・里親委託率は地域の実情に応じて設定するが、現在の委託率より一定以上上がるように委託率の数値目標を設定。
 - ※ 例えば、当該都道府県内における平成20年度末現在の里親委託率7%とすると、これを上回る数値を設定。
 - ・里親委託を推進するため、新規里親の開拓の方策、里親支援策の充実を図るための方策を記載。その際には、里親支援機関等の地域資源の活用を含めた検討が必要。
 - ※ 例えば、以下のような記載が考えられる。
 - 年に○回、里親経験者の講演会を開催。
 - 平成○年度までに里親サロンの開催、里親への相談業務を里親支援機関事業として委託。
- 小規模住居型児童養育事業について
 - ・地域における普及状況を踏まえつつ、促進を図るための方策を記載。その際には現状の里親の意向・希望等を踏まえて、ファミリーホーム事業の立ち上げ支援等も含めた検討が必要。

(イ)施設機能の見直し

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

- 専門的なケアについて
 - ・情緒障害児短期治療施設がない地域における整備目標の設定など専門的なケアが実施できる体制整備の方策を記載。
- 自立支援に向けた取組について
 - ・施設における自立支援、継続的・安定的な環境での支援を確保するための地域での連携方策等のあり方を記載。
 - ※ 例えば、当該地域における専門的な役割を担う施設、自立支援の中心的な役割を担う施設(又は自立援助ホーム等)等を指定するとともに、関係者のネットワークの構築スケジュールを策定し記載。
(平成○年○月まで 関係者の会議立ち上げ、△年△月まで 問題点の洗い出しと対応策の議論、□年□月まで 役割分担の明確化と定期的な会合)
- ケア単位の小規模化について
 - ・ケア単位の小規模化の目標を設定するなど家庭的な養護を推進するための方策を記載。
 - ※ 例えば、「平成26年度までに小規模グループケア・地域小規模児童養護施設 ○箇所設置する。」旨記載。
- 子どものプライバシーについて
 - ・子どものプライバシーに配慮した環境の整備(例えば個室化)に向けた施設整備の見込みを記載。

(ウ)家庭支援機能の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○児童相談所等関係機関の役割分担・連携について

・児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

※ 例えば、関係者の連携体制の構築スケジュールを策定し、記載。

「〇年〇月までに児童相談所、市町村、児童家庭支援センターなどの関係機関の担当者レベルの会議を設置し、問題点の洗い出し作業。」

「△年△月までに担当者レベル会議での問題点への対応策について具体的に議論し、まとめる。」

「□年□月までに各機関の役割分担と定期的な会合及び非定期的な会合を開く場合のルール等を定める。」 など

○児童家庭支援センターについて

・児童家庭支援センターが、設置されていない地域における整備目標の設定や、センターが設置されている地域における活用方策を記載。

※ 例えば、「〇年度までに児童家庭支援センターを設置する。」

「〇年度までに児童家庭支援センターに対し、指導委託できるように研修会、説明会を開催する。」

○母子生活支援施設について

・母子生活支援施設と関係機関との連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

その時には、母子生活支援施設の利用実態を把握し、DV被害者が多ければ、婦人相談所との連携等も含めた検討が必要。

(エ)自立支援策の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ、数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○自立援助ホームについて

・自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数の見込み、自立援助ホームを利用することが想定される割合等を踏まえ、当該地

域における必要量を設定。

※ 例えば、「平成26年度までに自立援助ホームを〇か所設置する。」旨記載。

○相談等の拠点について

・施設退所者等が相談できる場や気軽に集う場の整備を進めるための方策について記載。

※ 例えば、「〇年〇月までに、施設退所後家庭復帰できない人数などニーズを把握」

「△年△月までに、実施場所の選定・調整」

「□年□月までに、施設入所児童等へ周知及び準備」

(オ)人材確保のための仕組みの強化

必要に応じ、数値目標を設定する。その他数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○研修体制について

・見込んだ要保護児童数に見合った、必要な人材育成を進めることが可能となるよう、研修体制の整備の具体的な方策を記載。

※ 例えば、「要保護児童数の見込み数に踏まえ、これに対応するために必要な人材の数の見込みを算定し、記載。」

「平成○年度までに○人分の研修体制を整備する旨を記載。」

(カ)子どもの権利擁護の強化

○ 被措置児童虐待の通告等への対応や、予防の取組にかかる体制整備・見直しを進めるための具体的な段取りとスケジュールを記

載。

※例えば、

・都道府県版被措置児童等ガイドラインについて、平成○年△月までに策定を行う。

・被措置児童等虐待に関する都道府県(関係部局)、関係施設の協議会、関係機関等と連携強化のための会議を平成○年度に△回開催。

・子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する施設職員や関係機関職員向け研修会を平成○年度に△回開催。

・被措置児童等虐待の広報・啓発に関する印刷物(ポスター・リーフレット)の作成や子どもの権利ノート改訂を平成○年△月までに実施。

等を記載

○第三者評価の受審について

・施設等における第三者評価の受審を進めるための具体的な取組を記載。

※ 例えば、第三者評価機関がない地域においては機関設置に向けた取組を記載。

設置されていても受審が進んでいない地域においては、問題点や対応策を検討するスケジュールやいつまでに○割の施設が受信するようにするなどの目標を記載。